

## ◎民法上の諸問題◎

	事 例	法律関係（民法の条文）
①	<p>A（18歳の男性）とB（16歳の女性）は、それぞれの父親が兄弟の関係にあり、いとことして、小さい頃より非常に親しい関係にあった。</p> <p>18回目の誕生日を迎えた朝、AはBにプロポーズするため、親に相談した上で50万円の指輪を買った。また、結婚後の新居としてアパートを借りることにした。</p>	<p>未成年者の行為能力（5）</p> <p>法定代理人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親権者（818）</li> <li>・後见人（838）</li> </ul> <p>婚姻適齢（731）</p>
②	<p>他方、Bは「飲むだけで痩せる」と宣伝されていたサプリメントを通信販売で手に入れ、1週間ほど服用していたが、代金の支払いに困るようになったため、返品を考えている。</p>	<p>近親者間の婚姻の禁止（734）</p> <p>→ 直系血族・三親等内の傍系血族の婚姻の禁止</p>
③	<p>結婚式の前日になっても指輪が届かないため、Aが販売店に問い合わせると、発送には後1週間かかると言われたため、注文を取り消した。そして、別の宝石店で同じ指輪を購入したが、値段は高くなってしまった。</p>	<p>債務不履行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・履行遅滞（412）</li> <li>・損害賠償請求（415）</li> </ul>
④	<p>Bは高校生としてまだ学校に通っていたため、姓を変えたくなかったが、結婚後、Aの姓に変えた。</p>	<p>夫婦の氏（750）</p>
⑤	<p>結婚から1ヶ月後、Aは相撲の賭け（賭博）に勝ち、100万円が手に入る見込みになったため、今度は親に相談することなく、中古車を購入した。</p>	<p>婚姻による成年擬制（753）</p> <p>⇒ 婚姻の効力</p> <p>公序良俗に反する行為の効力（90）</p>
⑥	<p>その際、Aは隣人に100万円貸してくれないか頼んだところ、隣人は年2割の利息を払うという条件であれば貸してもよいと答えたので、借りることにしたが、後ですぐに取り消した。</p>	<p>契約自由の原則と利息制限（私的自治の制限）</p>

⑦	A が購入した車には欠陥があり、A はディーラーに騙されていた。そのため、A は「売買は無効だ」と主張し、代金の返還を求めたが、ディーラーは「よく確かめなかったあなたが悪い」と言って応じなかった。	意思表示の欠缺（詐欺）（96） ⇒ 法律行為の成立
⑧	A は賭博で勝った 100 万円の支払いを何度も請求したが、相手は「賭博なんてただの遊びだし・・・」と冷笑し、払わなかった。	公序良俗に反する行為の成立（90） ⇒ 法律行為の成立
⑨	また、「時効が成立しているから、いまさら請求されても払う義務はないよ」と答えた。	債権の消滅時効（166）
⑩	そのため、A は車の代金を払うことができなくなり、借りているアパートを大家に無断で、C に転貸することにした。	転貸の制限（612） ⇒ 法律行為の効力
⑪	なお、A は、大家から「隣の部屋も空いているが、借りてくれる人を探してくれないか」と頼まれていた。	無権代理（113） → 表見代理（109～112）との違い
⑫	大家は A が賃貸借契約に違反していると考え、契約を解除し、賃貸物件の明渡しを求めることにした。また、自らの所有権に基づき、物件の明渡しを請求した。	債権と物権（物権的請求権）
⑬	その後、A は実家に戻り、生活していたが、父親名義の家を無断で D に 3,000 万円で売った。また、E にも 4,000 万円で売ることにした。	二重譲渡の成立
⑭	そのため、D と E の間で争いが生じたが、D は自分の方が先に買ったため、自分の方が優先すると主張した。	物権（所有権）の対抗力（177）
⑮	なお、D が自分よりも安い値段で購入したことを知った E は A に差額の返還を求めた。	代金の決定（私的自治）

⑩	ところで、A の近所に住む年配の夫婦が旅行に出かけることになり、駅まで車で送ってくれるよう A に頼んだところ、A は 2,000 円払えば引き受けると答えた。年配の夫婦はそれを承諾し、駅まで送ることになったが、走行中、A は急ブレーキをかけ、夫婦にけがを負わせてしまった。	債務不履行に基づく損害賠償請求（約定債権？）（415）  不法行為に基づく損害賠償請求（法定債権）（709）
⑪	治療代を請求された A は、確かに駅まで乗せていくことは約束したが、治療代を払うことまでは約束していないため、払わないと述べた。	法定債権
⑫	負傷した老夫婦は「おまえのせいで旅行が台無しになった。ホテル代も払え」と A に要求した。	損害賠償請求権の範囲（416？）
⑬	また、半年前、老夫婦は A が好きな歌手の CD 全集を A にプレゼントすると約束していたが、それも破棄すると言ったところ、A はいまさらそんなことは許されないと反論した。	贈与（549～）
⑭	事故の際、A は歩行者の男性 F をはね、死亡させた。  F には妻 G と子供 H がおり、G は 2 人目の子供を妊娠していた。  G は A に損害賠償を請求することにした。	不法行為に基づく損害賠償請求（709）  →自動車損害賠償保障法（自賠法） 3
⑮	さらに、子供 H と、まだ生まれていない子供の分も損害賠償を請求することにした。	権利能力（3）  損害賠償請求権に関する胎児の権利能力（721）
⑯	また、F の遺産である土地、家、預金等を 3 人で分けることにした。	相続（882～）、共有（249～） 相続に関する胎児の権利能力（886）

②③	<p>ところで、生前、Fは遺言を残していたと主張する女性Iが現れた。</p> <p>Iが所持する遺言書によれば、Fの全遺産はIに与えられるとされるが、Gは自分が相続できないのは不当であると主張した。</p> <p>また、遺言書には日付が付されていないだけでなく、Fの印鑑が押されていないため、無効であると反論した。</p>	<p>遺留分（1028～1044）</p> <p>遺言の方式（968）</p>
②④	<p>交通事故の後、Aは家に帰らず、別の女性Jと同棲するようになり、半年後、Jが妊娠した。そのため、BはAとの離婚を考えるようになったが、Aが応じないため、裁判で争うことにした。</p>	<p>裁判上の離婚（770）</p>
②⑤	<p>その後、Jは子供を産んだが、Aは自分が父親であることを認めなかった。そのため、AとJとの関係も悪化し、Jは別の男性Kと結婚することになった。Kは、Jの子供を養子にし、育てたいと考えている。</p>	<p>認知の訴え（787）</p> <p>配偶者の嫡出子を養子とする縁組（795 但書）</p> <p>未成年者を養子とする縁組（798）</p>